

年金保険料の追納と社会保険料控除

Q : 国民年金保険料の未納問題がありましたが、保険料を遡って納付することはできるのでしょうか。また、納付できた場合に、社会保険料控除の対象となるのでしょうか？

A : 一定の保険料については、追納することができ、追納分は社会保険料控除の対象となります。

【解説】

現行の国民年金法で追納が認められる保険料及び追納可能期間は、次のとおりです。

- ①保険料免除期間に係る保険料 10年間
保険料免除期間が生じるのは、次のような場合です。
- ・生活保護法による生活扶助の給付を受けているとき
 - ・障害基礎年金（1級、2級）を受給しているとき
 - ・保険料を納めることが著しく困難と認められるとき
 - ・学生納付特例によるとき

- ②保険料未納期間に係る保険料 2年間
また、所得税では、国民年金の保険料は社会保険料控除として、保険料を支払った年分の所得金額から控除することとされていますので、追納分についても、毎月納付する保険料と同様、支払った年の所得から控除することができます。

なお、国民年金の保険料の追納については、専用の納付書を必要としますので、社会保険事務所に申し出て、納付書を送付してもらわなければならないので、ご注意ください。

